

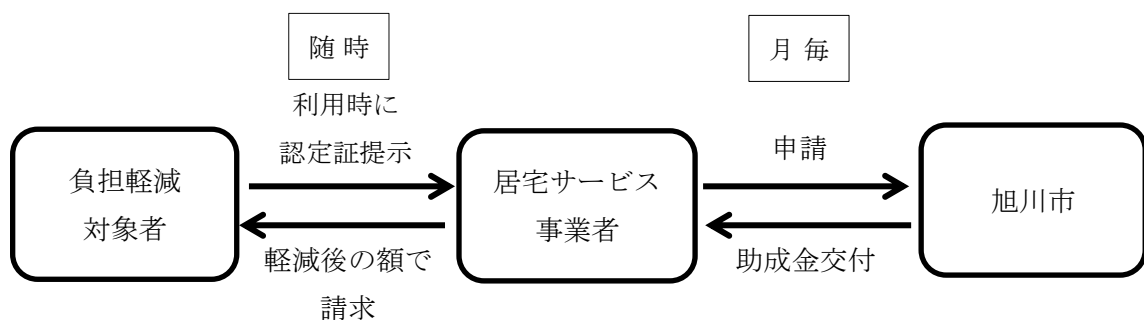
「介護保険居宅サービス利用料負担軽減対策費」

(1) 目的

要支援または要介護の認定を受けている者又は事業対象者で、生活が困窮していると認められる者が、居宅サービスを利用する際に支払う利用者負担額の一部を市が助成し、利用者の負担を軽減することで、利用者の居宅サービスの利用を促進し、生活の安定と福祉の増進を図る。

(2) 負担軽減のしくみ

居宅サービス利用者負担軽減は、旭川市から認定されている負担軽減対象者に対して、居宅サービス事業者が利用料を請求するときに随時軽減を実施（軽減後の額で請求）し、事業者が負担した分（利用者から徴収しなかった分）については月毎に事業者が助成金として旭川市に申請を行う。



(3) 負担軽減の対象サービス

- | | |
|---------------|-------------------------|
| ① 訪問介護 | ⑨ 短期入所療養介護 |
| ② 訪問入浴介護 | ⑩ 福祉用具貸与 |
| ③ 訪問看護 | ⑪ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 |
| ④ 訪問リハビリテーション | ⑫ 夜間対応型訪問介護 |
| ⑤ 居宅療養管理指導 | ⑬ 地域密着型通所介護 |
| ⑥ 通所介護 | ⑭ 認知症対応型通所介護 |
| ⑦ 通所リハビリテーション | ⑮ 小規模多機能型居宅介護 |
| ⑧ 短期入所生活介護 | ⑯ 認知症対応型共同生活介護（短期利用に限る） |
| | ⑰ 看護小規模多機能型居宅介護 |
| | ⑱ 第1号訪問事業 |
| | ⑲ 第1号通所事業 |

※ ②～⑤，⑦～⑩，⑭～⑯は介護予防を含む。

※ ⑥⑦⑧⑨⑬～⑯，⑲については、サービス内の食費・滞在費も軽減対象。

(4) 負担軽減の内容

サービス利用者負担額（10%分）→ 5%を超える額（円未満切捨）

軽減の対象サービス内の食費・滞在費 → 50%を超える額（円未満切捨）

(5) 負担軽減対象者

※ 生活保護受給者は除く

- ① 市民税非課税世帯であって、老齢福祉年金を受給している者
- ② 介護保険高額介護サービス費の負担限度額について15,000円の基準の適用を受けることで、生活保護を必要としないと判定された者
- ③ 次の条件のすべてに該当する者
 - A) 世帯全員の合計した年間収入の見込額がその世帯の年間の生活保護基準額以下
 - B) 世帯全員が活用できる資産（居住用財産は除く）を所有していないこと
 - C) 世帯全員の合計した預貯金額がその世帯の年間の生活保護基準額の2倍以下
 - D) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと
 - E) 申請時において介護保険料に滞納がないこと

軽減対象者は、市に申請をすることで、負担軽減の認定を受ける必要がある。

(6) 負担軽減対象者の認定

市は申請を受け付けた後、(5)の要件を満たしているかを審査し、「居宅サービス利用者負担軽減認定決定通知書（様式第4号）」により、その結果を申請者に通知する。同時に負担軽減対象者として認定する者には、「居宅サービス利用者負担軽減認定証（様式第5号）」を交付する。

(7) 居宅サービス利用者負担軽減認定証の利用と助成金

居宅サービス事業者は、利用者から認定証を提示された場合、(4)の軽減分を差し引いた額を利用者から受け取る。

軽減した額（事業者が負担した分＝利用者から徴収しなかった分）は、事業者が旭川市に申請することにより、その額を助成金として受け取ることができる。